

近畿地方整備局長指定確認検査機関 一覧表

二十	十九	十八	十七	十五	十四	十三	十二	十	六	五	四	一	番号指定
株式会社総合 確認検査機構	アイール・ジャパン株式会社	株式会社オネックス	関西住宅品質保証株式会社	株式会社確認検査機構	株式会社P E C	株式会社技研	建築検査機構株式会社	株式会社日本確認検査センター	株式会社阪確サポート	株式会社近確機構	株式会社ジエインターネット	株式会社確認検査機構アネックス	指定確認検査機関の名称
大阪府大阪市中央区難波二丁目三番十一号	大阪府守口市本町二丁目五番十八号	大阪府茨木市駅前四丁目一番二十三号 光徳ビル	大阪府大阪市中央区千日前一丁目四番八号	奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号 林田ビル2階	京都府京都市中京区東洞院通御池下六番地二番三十三号 D S I H X I C B A T L D G	大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目一番二十二号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目一番十一号	兵庫県尼崎市七松町二丁目一番五号	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番十号	兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号	滋賀県大津市末広町七番一丁目一階 大津パークビル一階	住所
省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号から第十四号までに掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号から第十四号までに掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号から第十四号までに掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号から第十四号までに掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分 （平成十一年建設省令第十三号以下「省令」という。） 以下「省令」と掲げる区分	指定の区分
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山、京都府、大阪府、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山の全域	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山の全域	業務区域
大阪府本部 和歌山支店 和歌山支店 和歌山市広瀬通二丁目二十番	大阪府本部 京都府支店 京都府支店 大阪府高槻市城北町二丁目五の十二	大阪府本部 光徳ビル 寝屋川支店 寝屋川市本町十六番一号 かわちビル	大阪府大阪市中央区千日前一丁目四番八号	奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号 林田ビル2階 奈良支店 奈良市大宮町五丁目三番十四号 不動産ビル503号	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町四百三十六番地の二 S H I C A T A D I X B L D G	大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目一番二十二号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目一番二十一号	兵庫県尼崎市七松町二丁目一番五号	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番十号	兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号 大阪府堺市堺区新町五番十号 堺メデイカルビル三階 神戸支店 兵庫県神戸市中央区江戸町九十五番地 井門神戸ビル	滋賀県大津市末広町七番一号 大津パークビル一階	確認検査の業務を行う事務所の所在地
平成二十七年八月二日	平成二十七年六月一六日	平成二十六年十二月八日	平成二十六年十二月八日	平成二十六年九月七日	平成二十六年八月十日	平成二十六年八月二日	平成二十六年四月三十日	平成二十六年四月一日	平成二十五年四月二十四日	平成二十四年十二月十八日	平成二十四年十一月二十八日	平成二十四年二月二日	指定をした日
平成二十七年八月二日から五年間	平成二十七年九月八日から五年間	平成二十六年十二月八日から五年間	平成二十七年十二月一日から五年間	平成二十六年九月七日から五年間	平成二十七年十月二十三日から五年間	平成二十六年八月二日から五年間	平成二十八年二月九日から五年間	平成二十七年九月一日から五年間	平成三十年四月二十四日から五年間	平成二十七年九月一日から五年間	平成二十九年十一月二十八日から五年間	平成二十七年九月一日から五年間	指定の有効期間